

【労働災害防止の徹底】

社長の朝礼時の訓辞や郡山労働基準監督署より労働災害防止の要請がありましたので、連絡致します。

平成19年も半年が過ぎた現在、死亡者数がすでに昨年1年間の数を上回る8名という状況となっており、歯止めをかけるためにも、各現場において、労働災害防止の取り組みを強化して頂きたいと思っております。(労働災害防止対策の徹底について回覧参照)

建設機械等による災害の防止

建設機械を用いた作業において、作業半径内で作業中の労働者がバケット等の作業装置に挟まれる、激突される、あるいは後退中の建設機械にひかれるといった災害が多発していることから次の事項を重点対策とする

作業半径内の立入禁止又はこれが困難な場合の誘導員の配置
運行経路の路肩の崩壊防止
地盤の不同沈下の防止
必要な幅員の保持
路肩、傾斜地等で作業を行う際の誘導員の配置等の措置

墜落災害の防止

傾斜での作業においては、作業方法の決定及び周知徹底を図るほか、勾配40度以上の斜面上で作業を行う場合は、安全な作業床の設置又は防網及び安全帯の使用を徹底すること

土砂崩壊災害の防止

地山の掘削作業においては、事前の調査結果に応じた適切な勾配による掘削の実施又は土止支保工の設置を徹底すること。点検者による、浮き石及びき裂の有無及び状態並びに含水及び凍結の状態の変化の点検を徹底すること。



【熱中症に注意】

梅雨も明け暑い日が続き、高温環境となる屋外作業などでの熱中症が発生しやすくなりますので、日陰などの涼しい場所に休憩場所を確保したり、作業者の健康状態をあらかじめ把握しておき、作業中は水分をこまめにとらせたり、十分な休憩時間や作業休止時間を確保するようにしてください。



【健康診断結果】

7月3日に行いました健康診断の結果、有所見者が見受けられました。有所見者の方で、再検又は要精検と記載されている方は必ず再検査をして、医師の適切な指導のもと早期治療して頂くようお願い致します。今年も有所見者(14人)による健康教室(メタボリックシンドローム)を開催いたしますので、健康診断結果の事後指導を受けてください。日時等については、8月31日(金)を予定しています。

【夏季休暇の現場体制】

夏の期間に向けて県外からの帰省客や観光客等により、交通量の増加が見込まれることから、看板やバリケード等通行に支障を来すことのないようにすることや、休暇中無人となる工事現場に部外者の侵入による事故、災害、建設機械類の盗難及び事務所荒らしを防止する処置が必要です。休暇前には現場内の整理整頓、災害時等に備えての連絡体制を確実にしておいてください。